

令和2年2月25日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）依存症に対する教育について

県立高校へのパソコン1人1台導入を進める県教委として、小中学生に対しネット依存・スマホ依存等につながらないための学校教育を行う必要があると考えるが、その必要性についての認識と今後の取組について、教育長の所見を伺う。

また、依存症はネット・スマホに限らず、アルコールや麻薬・覚せい剤など薬物の乱用、最近では、咳止め薬乱用による依存症発症等もあり、総合的に依存症にしないための教育も必要と考えるが、併せて伺う。

（答）

国においては、依存症について、インターネットやゲームなどの行動への依存と、アルコールや麻薬など物質の摂取への依存に大別しております。

インターネットなどの行動への依存は年齢が低いほど陥りやすい傾向があるとされていることから、教育委員会といたしましては、児童生徒を依存症にしないための取組が大切であると認識しております。

新学習指導要領においては、中学校技術・家庭科でネット依存の危険性が示され、高等学校保健体育科で依存症を精神疾患の一つとして指導することが新たに示されております。

こうしたことから、今後は教員研修など、様々な機会をとらえ、ネット依存等について、指導の充実を図ってまいります。

また、本県では、市町教育長会やPTA団体等と連携し、ネット依存の危険性をはじめとした様々な問題から子供を守るための取組について会議を開催するなど、引き続き、関係機関と一体となって取組を進めてまいります。

なお、アルコールなどへの依存については、小学校から高等学校までの保健の授業において、心身の健康や社会の安全に深刻な影響を及ぼすなど、発達段階に応じて指導しております。

教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人が、教科で学んだ知識の理解を深めることに加え、自律的に行動を選択し、課題を解決していく力を身に付けることができるよう、依存症にしないための取組の充実に努めてまいります。